

令和3年3月30日
中部地方整備局

不正又は不誠実な行為に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 国立大学法人三重大学
業者の住所 : 三重県津市栗真町屋町1577番地
2. 指名停止措置期間 : 令和3年3月30日から令和3年5月29日まで(2ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内

4. 事 実 概 要

国立大学法人三重大学の医学部附属病院臨床麻酔部の元教授と元講師が、令和元年8月、同病院の医療機器納入の一般競争入札をめぐり、日本光電工業(株)が確実に受注できるように便宜を図る見返りとして、元教授が代表理事を務める一般社団法人の口座に現金200万円を振り込ませた疑いがあるとして、令和3年1月6日、第三者供賄容疑で逮捕された。

また、元教授は、小野薬品工業の薬剤を多数発注する見返りに、現金200万円を提供させたとして、令和3年1月27日、第三者供賄容疑で再逮捕された。

更に、元教授は、部下の元准教授と共謀して病院に診療報酬を不正受給させたとして、令和3年2月17日詐欺容疑で再逮捕された。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である国立大学法人三重大学の元教授らが逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第15号(下記参照)に該当する。(役務の有資格業者も本要領を準用する)

よって、本件の指名停止期間は、2ヵ月とする。

<指名停止措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 鈴木 秀一
契約課長補佐 野田 純大 電話番号 (052) 953-8138